

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

平成18年3月
(最新改定：令和5年9月)
真室川町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1. 本町の農業の現状	…1
2. 本町の農業構造	…1
3. 経営体育成の方針	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	…2
(2) 新規就農者の育成・確保	…2
(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化の推進	…2
4. 農業経営の指標	…3
5. 推進体制	
(1) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進	…4
(2) 野菜、果樹、花き等の園芸作物の生産拡大	…4
(3) 畜産の経営改善	…4
(4) 中山間地域の経営の複合化	…5
(5) 環境農業の推進	…5
(6) 6次産業化・流通販売の推進	…5
第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標	
1. 農業経営の指標	…5
2. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	…5
第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	…5
2. 町が主体的に行う取組	…6
3. 関係機関との連携・役割分担の考え方	…6
4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	…7
第4 効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1. 効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積に関する目標	…7
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	…7
(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	…8
(3) 地域計画の充実に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等	…8

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 …8
2. 利用権設定等促進事業に関する事項 …9
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 …9
 - (2) 利用権の設定等の内容 …11
 - (3) 開発を伴う場合の措置 …11
 - (4) 農用地利用集積計画の策定期限 …11
 - (5) 要請及び申出 …11
 - (6) 農用地利用集積計画の作成 …12
 - (7) 農用地利用集積計画の内容 …12
 - (8) 同意 …13
 - (9) 公告 …14
 - (10) 公告の効果 …14
 - (11) 利用権の設定等を受けた者の責務 …14
 - (12) 農業委員会への報告 …14
 - (13) 紛争の処理 …14
 - (14) 農用地利用集積計画の取消し等 …14
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 …15
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 …15
 - (2) 区域の基準 …15
 - (3) 農用地利用改善事業の内容 …15
 - (4) 農用地利用規程の内容 …16
 - (5) 農用地利用規程の認定 …16
 - (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 …16
 - (7) 農用地利用改善団体の勧奨等 …17
 - (8) 農用地利用改善事業の指導、援助 …18
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 …18
 - (1) 農作業の受委託の促進 …18
 - (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 …18
5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 …19
 - (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 …19
 - (2) 推進体制等 …19

第6 その他

- 別紙1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標 …21
- 別紙2 第5の2. (1). ⑥関係 …24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本町の農業の現状

真室川町は、山形県内陸部の最北端に位置し、積雪寒冷山間地帯の自然条件下、水稻を中心とする農業生産を展開してきた。

本町の農業生産は、生産額において令和2年は年間約28億円(推計)となり、農家人口及び農業就業人口の町全体の人口に占めるシェア(令和2年)はそれぞれ、14.5%、8.2%という水準にあり、平成22年と比較してもそれぞれ6.5ポイント、1.2ポイント低下しているものの、所得及び雇用機会といった直接的な経済効果のみならず、他産業への労働力供給、商業等とも密接に関連し、依然として本町の基幹産業と位置付けられる。

また、農用地面積は町の総面積の5.6%(令和3年)程度を占めるが、これは森林・原野を除いた町土の過半に達し、単に農業生産の基盤であるばかりでなく、町土保全、自然環境の維持増進に大きく寄与しており、本町の農業・農村は都市住民や環境者等にゆとりやうるおい、健康増進の場を提供するという意味でも重要な役割を果たしている。

水稻については、「つや姫」、「はえぬき」等の良質品種の安定的生産体制が構築され生産コストの低減と環境保全に配慮した技術体系への取組が行われている。農業生産販売額(令和2年)に占める米の割合は44%と他作物に比べて高いが、長期的には低下傾向にある。

園芸においては、にら等の生産が拡大基調にあり、花き、果樹への取組も行われている。

畜産については、肉用繁殖牛を中心として飼養頭数の拡大が図られ、1戸当たりの飼養頭数も平成24年度は11頭だったが、令和4年度では22頭と倍増しているものの、戸数は減少傾向にある。

本町の土地利用においては、高齢化・過疎化による耕作放棄を防ぐとともに良好な状態に保全し、農業生産の基盤である優良農地の確保を図り、農業振興地域整備計画に即し農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2. 本町の農業構造

真室川町の農業構造については、産業別の就業者全体に占める農業就業人口の割合は、平成22年度には8.8%であったものが、令和2年度には16.2%に増加しているものの、農業労働力の減少、高齢化は深刻化している。一方、経営規模では農家一戸当たりの平均耕作面積は平成22年度の3.5haから令和2年度には4.3haと拡大し、経営耕地面積規模では5ha以上規模農家が16.1%から22.8%と増加し、経営規模の拡大が進んでいる。

担い手への農地集積率は現状7割程度であり、中山間地が多く、農地が分散していることから面的集積が課題となっている。今後は農業就業者の著しい高齢化などにより、離農農地が増加していくことが想定される。

このため、農業者の自発的な話し合いによる地域計画の作成を積極的に推進し、農

地中間管理事業を活用することなどにより、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

3. 経営体育成の方針

真室川町では、このような農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるため、消費者ニーズにいち早く対応できる経営感覚と技術を持つ経営体を育成していくことが早急に必要である。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

以上のことから将来(令和9年まで)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な経営体を育成することとする。

また、地域によっては当面、効率的かつ安定的な経営体の確保、育成が困難等の実情もあることから、地域計画の作成を通じ地域農業の維持、発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図ることにより本町農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

農業経営の発展を目指し農業を主とする農業者が、地域における他産業者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得(専業的農業従事者一人当たりの年間農業所得概ね350万円程度)、年間労働時間(専業的農業従事者一人当たり概ね1,800時間程度)の水準を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得も配慮し、これらの経営体の本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立して行くことを目標とする。

(2) 新規就農者の育成・確保

当町では平成17年度以降63人の新規就農者がおり、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)も21件(うち夫婦3件)の受給者がいる。こうした中、政府が掲げる新規就農者を倍増し、令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという政策目標を踏まえ、本町農業の持続的な発展に向け、新規就農者の掘り起しを積極的に行い、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、年間総労働時間については、専業的農業従事者1人当たり概ね1,800時間、年間農業所得については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ額として、専業的農業従事者1人当たり概ね200万円を目標とする。

(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業

受託によって農用地の利用集積を図る相手方として、特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化促進に向け地域の実情に即し支援する。

集落営農の組織化等については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、農業協同組合、町等関係機関が連携し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援していく。

4. 農業経営の指標

真室川町は、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず町は、農業協同組合、農業委員会、最上総合支庁農業技術普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため組織整備を図る。

集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の組織が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とし

た集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係機関と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、最上総合支庁農業技術普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目導入を推進する。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、真室川町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5. 推進体制

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進することとする。

(1) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

稲作を中心とする土地利用型農業については、一層の規模拡大、あるいは稲作と他作物との複合化の推進を図るため、極力連担した形での農用地の利用集積を図るとともに、地域の条件に適合した適正な品種構成の確立、低コスト化のための直まき等の技術の導入等推進する。

(2) 野菜、果樹、花き等の園芸作物の生産拡大

野菜、果樹、花き等の園芸作物については、周年的な安定生産と水田転換畑を有効活用する土地利用型作物の生産拡大のため機械化、施設化等の生産基盤の整備を推進する。

(3) 畜産の経営改善

畜産については、国際化の進展等に的確に対応できる経営能力に優れた経営体の育成、協業化等による規模拡大と耕種農家との連携による自給飼料の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による高品質化、生産環境の改善とヘルパー制度の積極的活用による省力化を推進する。

(4) 中山間地域の経営の複合化

中山間地にあっては、気象条件、土地条件に適合した山菜を含めた園芸作物、畜産物、特用林産物等を取り入れた経営の複合化と販路の確保を積極的に推進することとする。

(5) 環境農業の推進

真室川町環境王国推進本部を中心として、町内産農林水産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の導入など、安全農産物の生産を一体的に推進する。

(6) 6次産業化・流通販売の推進

当町では地域の資源や暮らしの豊かさを活かした真室川ならではの魅力や価値を見出し、消費者の評価と信頼関係を築き上げる「真室川ブランド」づくりに取り組んでいる。町の農林水産業の6次産業化の推進においても平成25年度に策定した「真室川町6次産業化推進計画」を基に県や山形6次産業化サポートセンター等と連携のもとに推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと別紙1のとおりである。

2. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから別紙1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の3の(2)に示したような目標の達成が可能となるよう地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

当町の特産品であるにらなどの農産物を安定的に生産し、当町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山形県農業経営・就農支援センター(以下「農業経営・就農支援センター」という。)、最上総合支庁農業技術普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年

等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、当町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 町が主体的に行う取組

当町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、最上総合支庁農業技術普及課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行うよう努める。

当町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

当町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニ

ティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

当町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90 %	

(注) 1. 町全体の農用地面積(直近の悉皆調査による統計調査に基づく経営耕地面積と耕作放棄地面積の合計)に対する効率的かつ安定的な農業経営の利用集積面積(所有面積、借入面積及び基幹的農作業(水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫・脱穀のうち3作業以上、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む)のシェアの目標である。

2. 目標年次は、令和9年とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町の平坦部では、水稻、飼料用米、大豆及び園芸作物を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部では、土地基盤の整備が進んでおらず、農地の流動化率も低いことから、ほ場整備を推進し農地の流動化を促進しながら、今後野菜、山菜等の収

益性の高い作目を選択することで農業生産性の向上を目指し、中核的農家の育成を図る必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の移行が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

このことから、農用地の有効活用を図るため、農用地の利用調整のための各種活動に対する支援を行いながら農用地の流動化を促進し、地域農業の担い手に計画的に農地を集積し、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

(3) 地域計画の充実に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

町の地域計画の充実のため、地域での話し合いをより深めるとともに、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進め、農地中間管理事業等の活用を図りながら、中心となる経営体への円滑な集積を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るよう努める。

協議の参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を当町農林課に設置するものとする。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

また、町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、県農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を徹底する。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業若しくは法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他改正前の農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。)第5条で定める者を除く。)が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員若しくは株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合又は農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の活用の推進に資するため、農地所有適格法人の組合員、社員若しくは株主が農地中間管理機構に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合であって、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行う見込みが確実である場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、又は農地中間管理機構に利用権の設定を行い、かつ、組合員、社員若しくは株主が受ける利用権の設定等と、組合員、社員若しくは株主が農地所有適格法人に対して行う利用権の設定等又は組合員、社員若しくは株主が農地中間管理機構に対して行う利用権の設定が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法

第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、賃借の算定基準及び支払(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から別に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者で利用権の設定を受けよう

とする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない旨
 - ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同

意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときには、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、(若しくは設定し)又は所有権移転が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときには、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(旧法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

- ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア．(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ．①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る事項を公告するものとする。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人やまがた農業支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落等を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落等の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、別に定める様式による認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営

を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次の掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、最上総合支庁農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人やまがた農業支援センター)等の指導、助言を求めてきたときは、真室川町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア．町は、経営体育成基盤整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の大区画化や担い手への農地集積を図るとともに、複合経営部門を強化するため、野菜集出荷施設、菌茸栽培施設等の農業近代化施設の整備を図り、効率的かつ安定的な農業経営の発展に資するための条件整備を推進する。

イ．町は、水田農業ビジョン達成に向けた積極的な取り組みにより、水稻と転作とを適切に組み合わせた生産性の高い水田営農体系の確立を図る。また、生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを進めながら、農作業受委託等も含めた形で、効率的かつ安定的な経営体への連担化された農用地の利用集積を促進する。

ウ．町は、農業集落排水事業の推進や農村環境整備事業の導入により、快適な農村環境の整備を図り、豊かな田園ライフスタイルの創出など定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ．町は、地域農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資するよう配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、最上総合支庁農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、一部改正して令和5年9月22日から施行する。

別紙1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

第1 営農類型について

- (1) 営農類型の構成
- ・個別経営体10類型と組織経営体1類型の11の営農類型を作成
 - ・個別経営体の営農類型：各地域の振興作物を踏まえた複合経営(10類型)
 - ・組織経営体の営農類型：土地利用型作物(1類型)
- (2) 前提条件等
- ・基幹的農業従事者1人当たり農業所得概ね350万円程度の確保を想定して作成
 - ・個別経営体は、基幹的農業従事者1人と雇用者による経営体を想定
(家族労働力で雇用労働時間をまかなえる場合は、支払雇用労務費も経営体の農業所得に加算される)
- (3) その他
- ・県内の主要な農作物による営農類型の実例と標準的な収量・単価に基づき試算したもの
 - ・有機栽培等の高付加価値や農業の6次産業化等に取り組まれている場合は、この営農類型より小さい規模であっても、目標とする農業所得を確保することが可能

※必要に応じて適宜見直しを行うものとする

1. 個別経営体の営農類型

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
1	土地利用型専作 水稻+大豆	〈作付面積〉 水稻(はえぬき+つや姫) = 12.0ha 大豆 = 8.0ha 〈経営規模〉 水田 = 20.0ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 21,136千円 農業所得 4371千円 補助的農業従事者2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 871千円	○米・大豆の乾燥調製は委託 ○水稻本田防除は無人ヘリ防除委託 ○環境保全型農業に取り組む
2	土地利用型専作 水稻+大豆	〈作付面積〉 水稻(主食用米) = 9.6ha 水稻(飼料用米) = 2.4ha 大豆 = 8.0ha 〈経営規模〉 水田 = 20.0ha	基幹的農業従事者1人 販売金額 21,029千円 農業所得 4,049千円 補助的農業従事者2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,079千円	○米・大豆の乾燥調製は委託 ○水稻本田防除は無人ヘリ防除委託 ○環境保全型農業に取り組む
3	施設菌たけ専作 菌床しいたけ	〈経営規模〉 しいたけ = 33,000袋	基幹的農業従事者1人 販売金額 11,319千円 農業所得 4,049千円 補助的農業従事者2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,625千円	○培養3ヶ月、収穫6ヶ月の1サイクル9ヶ月 ○1袋当たり収量目標800g、害菌ロス率2%以下
4	肥育牛専業 黒毛和種肥育	〈経営規模〉 黒毛和種肥育牛 = 400頭 (常時飼養頭数)	基幹的農業従事者1人 販売金額 190,694千円 農業所得 4,753千円 補助的農業従事者3人(雇用) 支払雇用労務費 5,426千円	○素牛導入月齢は9ヶ月齢 ○出荷月齢は31ヶ月齢 ○枝肉格付け等級A-4以上70% ○枝肉単価2,300円/kg

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
5	酪農専業 乳用牛	〈経営規模〉 経産牛 = 40頭 (常時飼養頭数)	基幹的農業従事者1人 販売金額 36,925千円 農業所得 4,008千円 補助的農業従事者2人(雇用) 支払雇用労務費 2,430千円	○家畜ふん尿発酵乾燥ハウスによる堆肥化处理・販売 ○育成牛は自家育成、公共牧場を利用 ○経産牛1頭当りの産乳量は8,500kg ○乳価は118円/kg
6	水稲+トマト +促成アスパラガス	〈作付面積〉 水稲(はえぬき) = 4.2ha トマト = 0.3ha アスパラガス(促成) = 0.3ha (そば(委託)) = 1.9ha ハウス施設用地 = 0.6ha 〈経営規模〉 水田 = 6.7ha	基幹的農業従事者1人 販売金額 14,802千円 農業所得 4,014千円 農業所得(産地交付金含)4,344千円 補助的農業従事者2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,365千円	○トマトは夏秋どり栽培 ○そばは、地域の組織へ作業委託
7	水稲+うるい+ねぎ	〈作付面積〉 水稲(はえぬき) = 4.2ha うるい = 0.6ha ねぎ夏秋 = 0.6ha ねぎ秋冬 = 0.5ha (そば(委託)) = 1.3ha 〈経営規模〉 水田 = 7.2ha	基幹的農業従事者1人 販売金額 19,156千円 農業所得 4,368千円 農業所得(産地交付金含)4,708千円 補助的農業従事者3人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 2,818千円	○パイプハウスは水稲育苗とうるいの芽促成に利用 ○ねぎは夏秋どり、秋冬どり栽培、チェーンポット育苗体系 ○そばは、地域の組織へ作業委託
8	水稲+にら +たらの芽	〈作付面積〉 水稲(奨励品種) = 4.5ha にら = 0.8ha たらの芽 = 2.3ha 〈経営規模〉 水田 = 7.6ha	基幹的農業従事者1人 販売金額 22,641千円 農業所得 3,583千円 農業所得(産地交付金含)4,513千円 補助的農業従事者4人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 5,212千円	○パイプハウスは水稲育苗とたらの芽促成に利用 ○露地ニラは、収穫は年3回以内、収穫2年で株の更新
9	水稲 +アスパラガス +たらの芽	〈作付面積〉 水稲(奨励品種) = 10.0ha アスパラガス = 1.2ha たらの芽 = 1.5ha 加工用米 = 4.3ha 〈経営規模〉 水田 = 17.0ha	基幹的農業従事者1人 販売金額 31,810千円 農業所得 3,996千円 農業所得(産地交付金含)5,322千円 補助的農業従事者6人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費6,668千円	○アスパラガスは共同選果とする。 ○パイプハウスは水稲育苗とたらの芽促成に利用
10	水稲+和牛繁殖	〈作付面積〉 水稲(はえぬき) = 4.0ha 牧草 = 5.0ha 〈経営規模〉 繁殖牛(常時飼養頭数) = 50頭 水田 = 7.0ha 飼料畑 = 2.0ha	基幹的農業従事者1人 販売金額 23,422千円 農業所得 5,233千円 補助的農業従事者2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費1,048千円	○牧草は5.0haのうち転作が3.0ha ○飼料作物生産は5戸共同 ○子牛出荷月齢9ヶ月齢(去勢300kg、雌270kg) ○初産月齢24ヶ月、分娩間隔12.5ヶ月、供用産次数8産、種付け回数1.5回

2. 組織経営体の営農類型

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
1	大豆特定作業受託＋水稻 (10戸の農家が大豆作業受託組織を結成(オペレーター型))	〈作付面積〉 大豆作業受託 = 100.0ha 水稻(はえぬき＋コシヒカリ) = 70.0ha 〈経営規模〉 水田 = 170.0ha	基本的農業従事者(10戸計) 販売金額 171,471千円 農業所得 41,770千円 補助的農業従事者(10戸計) 支払雇用労務費4,034千円	○構成農家は水稻7haを個別経営し、5.0haを組織に委託 ○大豆は員内50ha＋員外 ○構成農家の基幹的労働力1人、補助労働力1人

第2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

経営管理の手法	ア. 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。 イ. 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化の誘導を図る。 ウ. 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。 エ. 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。 オ. 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。
農業従事の態様等	ア. 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。 イ. 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。 ウ. 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。 エ. 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。 オ. 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。 カ. 組織経営体においては常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。

別紙2(第5の2.(1).⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合に、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙3(第5の2.(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 存続期間3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえ、賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 3. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1及び2の規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払う。 2. 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、償還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の2と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費のほか、農作業実施者又は農業経営の受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者をいう。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地の売却者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は執行するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。